

鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿島市の自然環境等と太陽光発電事業との調和に関する条例（令和5年条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(保全区域の指定)

第3条 条例第9条第2項の規定により保全区域として指定する区域は、別表に掲げる区域とする。

(説明会の実施)

第4条 条例第10条第1項の規定による関係住民等への説明会の実施は、次に掲げる条件を満たす説明会を開くことその他市長が適当と認める方法により行わなければならない。ただし、第6条第3項各号のいずれかに該当する場合は、関係住民等への説明会の実施は不要とする。

- (1) 自治会の区域ごとに1回以上行うこと。
- (2) より多数の関係住民等の参加が見込まれる日時及び場所を選定すること。
- (3) 事業計画の説明を行うことについて、印刷物の配布その他適切な方法により周知を図ること。
- (4) 公民館その他の集会施設において行うこと。
- (5) 関係住民等の求めがあったときは、事業計画又はその概要を記載した書面が提供されること。
- (6) 説明の方法が関係住民等の理解を深めるよう配慮されたものであること。

(意見の申出及び協議)

第5条 条例第10条第2項に規定する意見の申出は、関係住民等から事業者に対し、意見書（様式第1号）を提出して行うものとする。

- 2 条例第10条第3項に規定する協議は、事業者から意見書を提出した者に対し、見解書（様式第2号）を交付して行うものとする。
- 3 条例第10条第4項に規定する報告は、太陽光発電設備設置事業意見書に関する報告書（様式第3号）に意見書（**様式第1号**）及び説明会で配布した資料を添えて、市長に提出して行わなければならない。
- 4 条例第10条第5項に規定する報告は、太陽光発電設備設置事業協議内容報告書（様式第4号）に見解書（**様式第2号**）及び協議で配布した資料を添えて、当該協議を行った日から14日以内に市長に提出して行わなければならない。

（事業の届出）

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、太陽光発電事業届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第6号）
 - (2) 事業区域等状況調書（様式第7号）
 - (3) 事業区域内の土地の登記事項証明書の写し
 - (4) 維持管理に関する計画書（様式第8号）
 - (5) 太陽光発電設備設置事業説明会開催報告書（様式第9号）
 - (6) 協定書の写し（協定の締結を行った場合）
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 条例第12条第2項の規定による届け出た事項の変更は、太陽光発電設備設置事業変更届出書（様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出して行わなければならない。
 - (1) 太陽光発電事業（変更）同意通知書（様式第11号）
 - (2) 変更内容の説明資料
 - (3) 事業計画書（様式第6号）
 - (4) 設計図面
 - (5) その他市長が必要と認める書類
 - 3 条例第12条第2項ただし書に規定する規則に定める軽微なものは、次に掲げるものとする。
 - (1) 設計者、工事施工者の変更
 - (2) 保安点検責任者の変更
 - (3) 対象事業の着手又は完了の予定年月日の変更
 - (4) 雨水排水及び土砂流出に影響が生じない小規模な土地の造成及びフェ

ンス等の工作物の変更

(5) 事業面積の縮小

(同意の基準等)

第7条 条例第13条第1項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第12条第1項及び第2項の規定により届出をした事業者又は当該届出に係る工事施工業者（以下この号において「届出者等」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア **対象**事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない場合

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）である場合

ウ 届出者等が法人である場合において、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）がイに該当する場合

エ 暴力団員等がその事業活動を支配する場合

(2) 条例第12条第1項及び第2項の規定により届出があった事業について、事業計画が自然環境等の保全上又は災害の防止に支障がないと認められること。

2 市長は、条例第13条第1項の規定による同意を行うに当たり、必要があると認めるときは、府内関係部署に意見を求めることができる。

(同意の通知)

第8条 市長は、条例第13条第1項の規定による同意の可否を決定したときは、太陽光発電事業（変更）同意通知書（様式第11号）又は太陽光発電事業（変更）不同意通知書（様式第12号）により事業者に通知するものとする。

2 条例第13条第2項の規定による通知は、改善通知書（様式第13号）により事業者に通知するものとする。

(工事の着手等の届出)

第9条 条例第14条第1項の規定により、対象事業に係る太陽光発電設備

の設置工事に着手し、中断し、又は再開したときは、着手し、中断し、又は再開した日から 14 日以内に、太陽光発電設備設置事業着手（中断・再開）届出書（様式第 14 号）により市長に届け出なければならない。

2 条例第 14 条第 1 項の規定により、対象事業に係る太陽光発電設備の設置工事が完了したときは、完了した日から 14 日以内に太陽光発電設備設置事業完了届出書兼検査願（様式第 15 号）により市長に届け出なければならない。

（地位の承継等の届出）

第 10 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、地位を承継した日から 30 日以内に、太陽光発電設備設置事業承継届出書（様式第 16 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第 15 条第 2 項による届出は、管理者を変更した日から 30 日以内に、太陽光発電設備設置事業者管理者変更届（様式第 17 号）を市長に提出して行わなければならない。

（維持管理に関する報告）

第 11 条 条例第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定による報告は、太陽光発電設備等状況報告書（様式第 18 号）を市長に提出して行わなければならない。

（事業の廃止の届出）

第 12 条 条例第 17 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届（様式第 19 号）及び撤去及び処分に関する計画書（様式第 20 号）を市長に提出して行わなければならない。

2 条例第 17 条第 2 項の規定による届出は、太陽光発電設備撤去完了届（様式第 21 号）を市長に提出して行わなければならない。

（立入調査）

第 13 条 条例第 18 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、太陽光発電設備立入調査員証（様式第 22 号）とする。

（指導、助言及び勧告）

第 14 条 条例第 19 条第 1 項の規定による指導又は助言は、指導・助言書（様式第 23 号）により行うものとする。

2 条例第 19 条第 2 項の規定による勧告は、勧告書（様式第 24 号）により行うものとする。

（命令）

第 15 条 条例第 20 条の規定による命令は、命令書（様式第 25 号）によ

り行うものとする。

(公表)

第16条 条例第21条第1項の規定による公表は、鹿島市公告式条例（昭和29年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

2 条例第21条第2項の規定による意見を述べる機会を与えるときは、公表に関する事前通知書（様式第26号）により行うものとする。

3 事業者は、前項に規定する意見を述べる機会を与えられ、意見を述べるときは、公表に関する意見書（様式第27号）により行うものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

保全区域
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区及び同法第29条第1項に規定する特別保護地区
自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園及び佐賀県立自然公園条例（昭和33年条例第50号）第2条第1号に規定する県立自然公園
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物
佐賀県文化財保護条例（昭和51年条例第22号）第32条第1項に規定する県史跡名勝天然記念物
鹿島市文化財保護条例（昭和51年条例第11号）第32条第1項に規定する市史跡名勝天然記念物
鹿島市歴史的景観条例（平成15年条例第25号）第18条に規定する伝統的建造物群保存地区
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
市長が必要と認める区域
(1) 鹿島市都市公園条例（昭和48年条例第2号）第2条第1項に規定する都市公園
(2) その他市長が必要と認める区域